

## 「民法その他」完全攻略まとめ

### 1. 債権者代位権と詐害行為取消権(債権の保全)

借金を返さない債務者の財産を守る(取り戻す)ための制度です。

- 債権者代位権: 債務者が放置している権利を、債権者が代わりに行使して財産を確保する権利です。ただし、慰謝料請求権など債務者本人の意思が尊重される「一身専属権(その人しか行使できない権利)」は代わりに行使できません。
- 詐害行為取消権: 債務者がわざと財産を隠したり、不当に安く売ったりする「債権者への嫌がらせ(詐害行為)」を取り消す権利です。関係者への影響が非常に大きいため、内容証明郵便などではなく、必ず\*\*「裁判上(訴えの提起)」\*\*で行う必要があります。

### 2. 贈与(タダであげる契約)

口約束か、書面かで「撤回(取り消し)」のルールが変わります。

- 書面によらない(口約束の)贈与: 軽率な約束を防ぐため、いつでも撤回できます。ただし、引渡しや名義変更など\*\*「すでに履行が終わった部分」\*\*については、後から撤回することはできません。
- 書面による贈与: しっかりと書面に残した以上、原則として撤回することはできません。

### 3. 地上権と地役権(他人の土地を使う物権)

どちらも他人の土地を利用する強力な権利ですが、ルールが異なります。

- 地上権: 他人の土地に建物を建てたりする権利です。借地権(賃借権)とは異なり非常に強力な物権であるため、地主の承諾がなくても自由に第三者へ譲渡したり、抵当権を設定したりできます。
- 地役権: 通行や日照など、自分の土地(要役地)の利便性のために、他人の土地(承役地)を使わせてもらう権利です。地役権だけを土地から切り離して売却することはできません(付従性)。

### 4. 占有権(事実上の支配状態を守る権利)

「今持っている状態(事実上の支配)」そのものを保護する特殊な権利です。

- 占有回収の訴え: 泥棒に物を盗まれたり、無理やり土地を奪われたりした場合、\*\*「占有を奪われた時から1年以内」\*\*であれば、裁判を起こして取り返すことができます(※詐欺で騙し取られた場合や、遺失物には使えません)。